日 調 連 発 第 6 9 号
平 成 2 6 年 6 月 2 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の実施について（参考送付）

標記について、京都府木津川市長から、別添のとおり平成 26 年 6 月 2 日から木津川市で実施される旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

２６木市第２００号
平成２６年５月２８日

日本土地家屋調査士会連合会
会　長　林　千　年　様

木津川市長　河　井　規　子

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の実施について

残春の候、あなた様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろは、本市行政にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本市では、一人ひとりが生きる喜びを感じられ、木津川市に住んでよかったと言える、真に人権が尊重される心豊かな社会の実現を目指し、人権擁護推進の取組や人権意識の高揚に努めています。

しかし、全国的に戸籍謄本等が不正に取得されている状況が相次いで発覚し、身元調査が行われている実態が明らかになっているところです。

つきましては、住民票の写し等の不正請求を抑止及び不正取得による個人の権利利益の侵害を防止するなど基本的人権の擁護に資することを目的に、下記のとおり木津川市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度を実施することといたしましたので、ご理解いただきますとともに貴所属の会員様にお知らせいただきますようお願いします。

なお、戸籍謄本及び住民票の写し等については、個人情報保護の観点からも厳正に取り扱わなければならないものであり、市民の基本的人権の擁護の視点からも極めて重要なものであることを十分認識していただき、職務上請求書の使用につきましては厳正な取扱いをお願いいたします。

記

１　施行日　　平成２６年６月２日

２　内　容　　木津川市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱
（別紙のとおり）

木津川市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱

（目的）

第１条　この告示は、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号。以下「住基法」という。）及び戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）の規定により、住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前の申出により登録した者に対し、その交付の事実を通知すること（以下「本人通知制度」という。）により、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

（１）　住基法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し、消除された住民票に記載をした事項に関する証明書及び消除された戸籍の附票の写し

（２）　戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

２　この告示において、「第三者」とは、次に掲げるものをいう。

（１）　住基法第１２条第１項又は第２０条第１項の規定による住民票の写し等の交付を請求する者の代理人

（２）　住基法第１２条の３第１項若しくは第２項又は第２０条第３項若しくは第４項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者

（３）　戸籍法第１０条第１項（同法第１２条の２において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人

（４）　戸籍法第１０条の２第１項又は第３項から第５項まで（同法第１２条の２において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者。

（対象者）

第３条　本人通知制度による登録の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　住基法の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者（消除された者を含む。ただし、消除されてから５年経過した者を除く。）

（２）　住基法の規定により本市の戸籍の附票に記録され、又は記載されている者（消除された者を含む。ただし、消除されてから５年経過した者を除く。）

（３）　戸籍法の規定により本市の戸籍に記録され、又は記載されている者（除かれた者を含む。）

２　前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪の宣告（民法（明治２９年法律第８９号）第３０条に規定する失踪の宣告をいう。以下同じ。）を受けた者は、対象者としない。

（登録の申請等）

第４条　対象者のうち、本人通知制度を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ本人通知制度登録申請書（別記様式第１号）により、市長に申請しなければならない。

２　前項の場合において、申請者は、本人による申請であることを証するため、住民基本台帳カード（本人の顔写真が貼り付けされたものに限る。）、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証等（本人の顔写真が貼り付けされたものに限る。）の提示又はその他市長が適当と認める方法により申請者本人であることを明らかにしなければならない。

３　代理人が第１項の規定による申請をしようとするときは、前項に規定する本人であることを証する書類のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

（１）　法定代理人　戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本市に備付けの公簿等の記録又は記載により法定代理人である旨の事実が判明する場合は、これを省略することができる。

（２）　法定代理人以外の者　委任状

４　申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便により、第１項の申請をすることができる。

（１）　疾病その他やむを得ない理由により次項に規定する受付窓口において申請することが困難な場合

（２）　他の市区町村に居住している場合

５　登録の申請の受付は、戸籍・住民基本台帳担当課で行うものとする。

（登録等）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、本人通知制度登録者名簿（別記様式第２号。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

（登録の変更等）

第６条　登録者は、氏名、住所その他登録をした内容に変更が生じたとき又は登録の廃止をしようとするときは、本人通知制度登録（変更・廃止）申請書（別記様式第３号）により、市長に届け出なければならない。

２　第４条第２項から第５項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。

（登録の抹消）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消するものとする。

（１）前条第１項による登録の廃止の届出があったとき。

（２）登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。

（３）登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号。以下「政令」という。）第１２条第１項の規定により住民票が職権消除されたとき。

（４）その他市長が登録を抹消する理由が生じたと認めたとき。

（本人通知）

第８条　市長は、第三者からの請求により登録者の住民票の写し等を交付したときは、

登録者又は法定代理人に対し、住民票の写し等第三者交付に係る本人通知書（別記様式第４号。以下「通知書」という。）により通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（１）　住基法第１２条の３第２項（同法第２０条第５項の規定により準用する場合を含む。）の申出（政令第１５条の２に規定する業務に係るものに限る。）に対し交付したとき。

（２）　戸籍法第１０条の２第４項又は第５項（同法第１２条の２の規定により準用する場合を含む。）の規定による請求に対し交付したとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が認める特別な理由に基づく申出又は請求により交付したとき。

（４）　登録者が国外へ転出したとき。

２　通知書には、次の各号に掲げる事項を記載する。

（１）　住民票の写し等の交付年月日

（２）　住民票の写し等の種別及び通数

（３）　住民票の写し等の請求者（第三者）の種別

（補則）

第９条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２６年６月２日から施行する。

別記様式第１号（第４条関係）　　（表）

年　　月　　日

木津川市長　様

〒

申請者　　住　所
氏　名
連絡先　　電話　　－　　－
申請者区分　１．本人　２．法定代理人　３．代理人

本人通知制度登録申請書

木津川市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第４条の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

登録申請者の氏名	□申請者と同じ	登録申請者生年月日	年　　月　　日
		登録申請者性別	男　・　女
住　所	□申請者と同じ		
本　籍	筆頭者		
連絡先	□申請者と同じ 電話　　－　　－		

法定代理人又は代理人が申し出る場合は、次の欄も記入して下さい。

氏　名	□申請者と同じ	生年月日	年　　月　　日
住　所	□申請者と同じ		
連絡先	□申請者と同じ 電話　　－　　－		

※以下の欄には記入をしないでください。

受付者	本人等の確認事項及び提出書類		
	□住民基本台帳カード　□旅券　□運転免許証 □その他（　　）　□戸籍謄本等　□委任状		
付箋処理	未・済・不要	名簿入力	未・済
付箋確認	未・済	名簿番号	

（裏）

本人通知制度について

1　本人通知制度は、この申請により登録した人（以下「登録者」という。）に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に、交付した事実について通知する制度です。

第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者に「住民票の写し等第三者交付に係る本人通知書」（以下「通知書」という。）を送付します。

なお、次の請求は通知の対象になりません。

（1）　登録者本人、同一世帯員からの住民票の写しの請求

（2）　登録者本人、同じ戸籍に記載されている人及び直系の尊属卑属からの戸籍関係証明書の請求

（3）　公用による請求

（4）　住民基本台帳法第１２条の３第２項（同法第２０条第５項の規定により準用する場合を含む。）の申出（住民基本台帳法施行令第１５条の２に規定する業務に係るものに限る。）に対し交付したとき。

（5）　戸籍法第１０条の２第４項又は第５項（同法第１２条の２の規定により準用する場合を含む。）の規定による請求に対し交付したとき。

（6）　前各号に掲げるもののほか、市長が認める特別な理由に基づく申出又は請求により交付したとき。

2　通知書では、次の事項をお知らせします。

（1）　住民票の写し等の交付年月日

（2）　住民票の写し等の種別及び通数

（3）　住民票の写し等の請求者（第三者）の種別

3　登録を希望する人が、自ら手続きをすることが出来ない場合は、代理人により登録を申請することが出来ます。

4　登録を希望する人が、次のいずれかに該当するときは、郵便又は信書便により登録を申請することが出来ます。

（1）　疾病その他やむを得ない理由により、受付窓口において申請できない場合

（2）　他の市区町村に居住している場合

5　氏名、住所その他登録をした内容に変更が生じたとき又は登録の廃止をしようとする場合は、届出が必要です。

6　登録者が死亡、居所不明等により住民票を消除されたときは、登録を廃止します。

7　登録事務において、戸籍の内容等を調査する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

別記様式第２号（第５条関係）

本人通知制度登録者名簿

番号	登録 年月日	登録申請者	生年月日	性別	住　所 本　籍	連絡先	法定代理人又は代理人氏名	備考
			年　月　日	男 女				
			年　月　日	男 女				
			年　月　日	男 女				
			年　月　日	男 女				
			年　月　日	男 女				
			年　月　日	男 女				
			年　月　日	男 女				
			年　月　日	男 女				
			年　月　日	男 女				
			年　月　日	男 女				

別記様式第３号（第６条関係）

年　　月　　日

木津川市長　様

〒

届出者　　住　所
氏　名
連絡先　　電話　　－　　－
届出者区分　１．本人　２．法定代理人　３．代理人

本人通知制度登録（変更・廃止）申請書

木津川市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第６条の規定に基づき、登録の（変更・廃止）を次のとおり届け出ます。

登録者の氏名	□届出者と同じ	登録者 生年月日	年　　月　　日
		登録者 性別	男　・　女
登録の内容を変更する項目　　□氏名　□住所　□戸籍の表示　□連絡先			
変更前			
変更後			

法定代理人又は代理人が届け出る場合は、次の欄も記入して下さい。

氏　名	□届出者と同じ	生年月日	年　　月　　日
住　所	□届出者と同じ		
連絡先	□届出者と同じ 電話　　－　　－		

※以下の欄には記入をしないでください。

受付者	本人等の確認事項及び提出書類		
	□住民基本台帳カード　□旅券　□運転免許証 □その他（　　）　□戸籍謄本等　□委任状		
付箋処理	未・済・不要	名簿入力	未・済
付箋確認	未・済	名簿番号	

別記様式第４号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

木津川市長

住民票の写し等第三者交付に係る本人通知書

あなたの住民票の写し等を第三者に交付しましたので、木津川市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第８条の規定により通知します。

記

交付年月日	年　　月　　日
交付した住民票の写し等の種別及び通数	通
請求者（第三者）の種別	□　本人等の代理人 □　上記以外の第三者